

## 65歳以上の方の介護保険料の納め方

- 年金の受給額によって、納め方は「普通徴収」と「特別徴収」に分かれます。
- 新たに65歳になられた方の納め方は「普通徴収」ですが、「特別徴収」の条件を満たしている方は、おおよそ1年後に自動的に切り替わります。

### 普通徴収 (条件)年金が年額18万円未満の方

納付方法が普通徴収の方は**納付書**または**口座振替**で介護保険料を納めます。近江八幡市介護保険課から送られる納付書に基づき、取り扱い金融機関等に介護保険料を納めます。

#### 普通徴収の納期

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期なし			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※各期月末が納期限になります(月末が土日祝の場合は翌営業日)。

#### 口座振替登録が便利です

口座振替の手続きを行うと決められた納期期日に口座振替を行います。“つい”“うっかり”保険料を納め忘れてしまわないために、簡単に便利な口座振替登録をおすすめします。



#### 口座振替申込方法

- ①介護保険料の**納付書**、**通帳**、**印かん(通帳届出印)**を用意します。
  - ②取り扱い金融機関で「**口座振替申込書**」に必要事項を記入し、申し込みます。※口座振替の開始は、申込日の翌月以降になります。振替開始前の納期分は納付書で納めてください。
- ※口座振替登録完了後に近江八幡市介護保険課から「**口座振替登録完了のお知らせ**」を送付します。

### 特別徴収 (条件)年金が年額18万円以上の方

納付方法が特別徴収の方は年金支給時に介護保険料があらかじめ差し引かれます。  
※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金なども含めて特別徴収の対象になります。

#### 年金が年額18万円以上の方でも次のような場合は普通徴収となります

- ・新たに65歳になったとき
- ・年度の途中で介護保険料の年額に変更があったとき(所得変更等により)
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・年金が一時差し止めになったとき
- ・年金担保の借入がある方

#### 仮徴収と本徴収

みなさんに納めていただく介護保険料の金額は、前年の所得や本人および世帯の市民税課税状況などに基づいて決まります。前年の所得が確定するのは毎年6月頃のため、特別徴収の場合、課税状況が確定するまで(4月、6月、8月)は、前々年の所得で仮に算定した保険料額を納めていただきます(仮徴収)。6月頃に課税状況が確定し、年間の保険料額が決定したら、すでに仮徴収された保険料を差し引いた残りの額を10月、12月、2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。

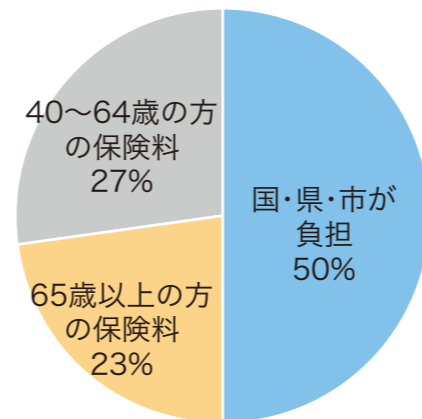
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

## 介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です。

高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化が進行しています。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、2000年(平成12年)に介護保険制度が創設されました。

今後、ますます要支援・要介護認定者の増加が見込まれる中、制度を安定的に持続させるため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 〈介護保険の財源〉



介護保険は、皆様が納付する「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営をしています。



## 保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が割高になったりする措置がとられます。保険料は必ず期限内にお納めください。

【1年間滞納した場合】  
●サービス利用時の支払方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(給付費は後で市から払い戻されます。)

【1年6カ月間滞納した場合】  
●保険給付の一時差し止め  
●差し止め額から滞納保険料を控除

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を一時差し止められるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合があります。

【2年以上滞納した場合】  
●利用者負担の引き上げ  
●高額介護サービス費等の支給停止

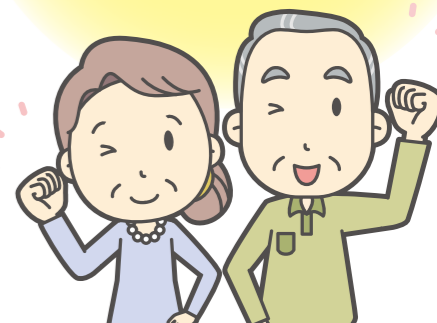
介護保険料の未納期間に応じて、利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

#### 困ったときは、介護保険の窓口へ

収入の減少、災害や扶養者の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早目に介護保険課へご相談ください。

お問合せ先 近江八幡市 介護保険課  
住 所 近江八幡市桜宮町 236 番地  
TEL 0748-33-3511 FAX 0748-31-2037

## わたしたちの介護保険料



#### 第9期 令和6年度から令和8年度

- ・介護保険制度は3年ごとに見直されます。令和6年度から第9期(令和6～8年度)の新しい保険料になりました。
- ・令和8年度から基準所得金額に見直しがありました。

【令和8年4月1日 改正】

滋賀県 近江八幡市



## 保険料の算定

市に必要な  
介護サービスの総費用

65歳以上の人の  
負担分 23%

市に住む  
65歳以上の人数



近江八幡市の保険料の基準額 **64,800円(年額) / 5,400円(月額)**

この基準額を基に、所得段階別の保険料が決まります。

## 介護保険料

### ○介護保険制度って何？

介護保険制度は市が運営し、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。介護が必要になる可能性は誰にでもあります。このような可能性を多くの人で負担しあい、介護が必要になったときに、サービスを受けられるようにするのが介護保険制度です。

万が一、生活に介護が必要になったときは、要介護認定申請を行い、認定を受けることで介護サービスを利用することができます。

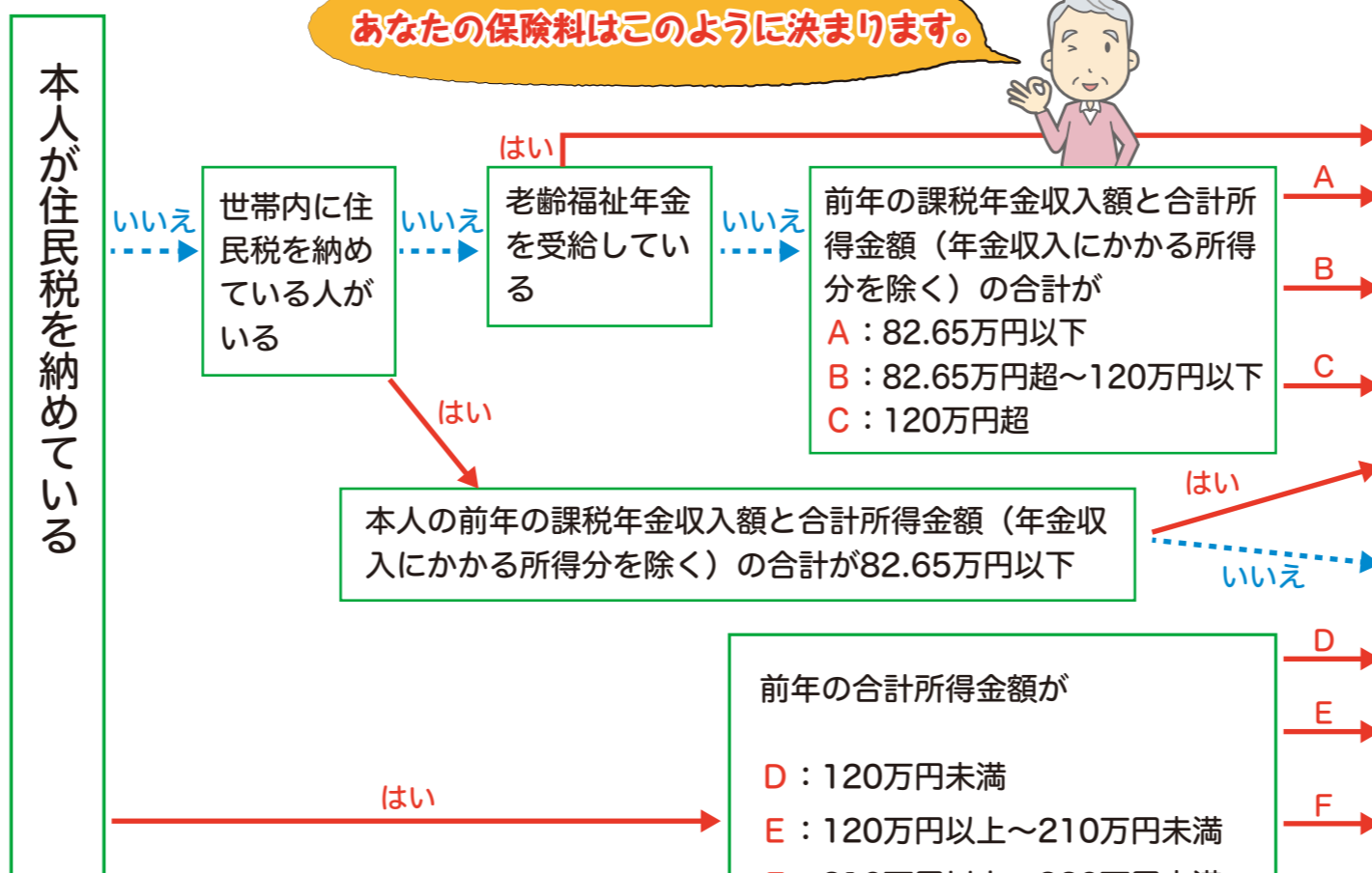
### ○誰が負担しているの？

介護保険には、40歳以上の人全員が加入します。65歳以上の人がお住まいの市に支払う保険料、40～64歳の人医療保険とあわせて支払う保険料と、国、県、市が負担する公費で構成されています。

### ○保険料はどうやって決まるの？

介護サービス提供にかかる費用のうち、65歳以上の人（第1号被保険者）が負担すべき金額は、全体の23%です。一人ひとりの保険料は、各人の所得の状況に応じて決まります。

あなたの保険料はこうに決まります。



令和8年4月1日より、第1段階及び第4段階の基準所得金額が80.9万円から82.65万円に見直されました。

<令和8年度の特例>  
令和8年度の65歳以上の人の介護保険料に限り、合計所得金額の判定および住民税課税・非課税の判定において、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を受けず、従前の控除額に調整して計算されます。このことにより、令和8年度に住民税非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では、課税とみなす場合があります。

所得段階	対象者		保険料率	第9期 令和8年度 (2026年度)		
				月額	年額	
第1段階	世帯非課税	本人が住民税非課税	●生活保護または高齢福祉年金を受給している人 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	0.285	1,540円	18,480円
第2段階			●第1段階以外の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.485	2,620円	31,440円
第3段階			●住民税世帯非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.685	3,700円	44,400円
第4段階	世帯課税	本人が住民税非課税	●住民税本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	0.85	4,590円	55,080円
第5段階			●住民税本人非課税で、第4段階以外の人	1.0 (基準額)	5,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税	本人が住民税課税	●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	6,480円	77,760円
第7段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が210万円未満の人	1.3	7,020円	84,240円
第8段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が320万円未満の人	1.5	8,100円	97,200円
第9段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が420万円未満の人	1.7	9,180円	110,160円
第10段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が520万円未満の人	1.9	10,260円	123,120円
第11段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が620万円未満の人	2.1	11,340円	136,080円
第12段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が720万円未満の人	2.3	12,420円	149,040円
第13段階			●住民税本人課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	12,960円	155,520円

※基準月額は5,400円です。各所得段階の保険料(月額)は、基準月額に保険料率をかけて10円単位で端数処理しています(10円未満切り上げ)。  
※第1段階から第5段階の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得金額を差し引いた額となります。  
※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置後の額です。